

和牛精液の譲渡契約約款について

令和2年10月1日から当協会が譲渡する和牛の精液については、次のとおり定型約款を定めましたので、本約款に従った利用をお願いします。

大分県畜産協会和牛精液の譲渡契約約款

大分県農林水産研究指導センター畜産研究部から譲渡された和牛（黒毛和種の牛をいう。）精液（以下「精液」という。）を公益社団法人大分県畜産協会（以下「甲」という。）から譲受する者（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守し、信義を守るとともに、本約款に従わなければならない。

第1条（適用）

本約款は、甲が乙に譲渡する精液の利用に関わる一切の關係に適用する。

第2条（禁止事項）

乙は、精液を使用し、又は第三者へ譲り渡すに当たり、以下の行為をしてはならない。

1. 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為
2. 精液を国外に持ち出すための行為
3. 精液を国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で
利 用する行為

第3条（第三者への譲渡）

乙は、精液を譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければならない。

第4条（精液等の返還）

1. 甲は、乙がこの約款に違反していると認めるときは、乙に対し、
譲渡した精液の返還を求めることができる。
2. 前項の場合において、乙は、甲から譲渡された精液のうち、利用又は廃棄したもの以外のものを乙の費用において、ただちに甲に返還しなくてはならない。

第5条（約款の変更）

甲は、必要と判断した場合には、乙に通知することなく本約款を変更することができるものとする。

以上

公益社団法人大分県畜産協会

